

観光事業者向け  
新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン集  
～伊勢志摩地域の観光事業における対策事例～

伊勢志摩スタンダード



(第1版)

令和 2年 9月17日

公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構



## 目 次

1. はじめに	P. 2
2. 感染防止のための基本的な考え方	P. 3
3. 具体的な対策事例	
(1) 各業種共通の対策事項	P. 3
(2) 業種・業態別の対策事項	
① 食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋など)	P. 7
② 博物館・水族館・美術館・図書館など	P. 7
③ 宿泊施設(ホテル・旅館など)	P. 8
④ 商業施設(お土産店など)	P. 9
⑤ 遊覧船・釣り船など	P. 9
⑥ 海水浴場、サーフィンなどのマリンスポーツ会場	P. 9
⑦ イベント	P. 9
⑧ スナックなど接待行為を伴う飲食店	P. 9
⑨ 交通事業(鉄道・バス・タクシーなど)	P. 10
⑩ 体験・アクティビティ事業	P. 10
⑪ 神社・仏閣	P. 11

## 1. はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化により、伊勢志摩地域の観光産業は特に大きな打撃を受け、域内経済の落ち込みが顕著になっています。

このような状況の中、伊勢志摩地域の観光産業を再生し、旅行者に選ばれる観光地となるためには、地域が一体となって安全・安心の確保と新しい生活様式を踏まえたおもてなしを実践していくことが求められており、それらを伊勢志摩地域の観光における新しい標準である“伊勢志摩スタンダード”（※）として旅行者に「見える化」していくことも必要です。

本ガイドライン集では、地域で暮らす方々や観光産業で働く方々の健康と安全を念頭に置きつつ、旅行者に安心して旅行を楽しんでいただけるよう、観光に関係する業界団体の業種別ガイドラインを集約し、観光事業者の方々が今後事業を継続していくうえで参考となる感染予防対策の方向性を示しています。

この難局を地域一丸となって乗り越えるため、本ガイドライン集をご活用いただき、感染予防対策をさらに推進していただくとともに、“伊勢志摩スタンダード”の取組に積極的にご参加くださいますようお願いいたします。

※ “伊勢志摩スタンダード”とは

- I. 地域の事業者が、伊勢志摩地域の観光産業の各業種を集約したガイドライン集を活用し新型コロナ対策に取り組む。
- II. 対策を宣言した事業者が統一デザインのステッカーを店舗に掲示し、地域が一体となって対策に取り組んでいることを旅行者に見える化する。
- III. 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構ホームページに特設ページを開設し、事業の趣旨、参加事業者の一覧などを発信する。



伊勢志摩地域の観光産業を再生し、観光客に選ばれる観光地となるため、地域の観光関連事業者、団体、行政が協力して行う上記 I～III を含めた取り組み全体を“伊勢志摩スタンダード”として発信していきます。

“伊勢志摩スタンダード”への参加方法

### ① 対策の検討・実施

ガイドライン集とチェックシートを参考に対策を検討し、実施する。



### ② 宣言書の提出

実施する対策を記入したチェックシートと宣言書を伊勢志摩観光コンベンション機構に提出する。



### ③ ステッカー掲示

配付されたステッカーを店舗に掲示して旅行者に対策実施を「見える化」する。



**地域の安全・安心！  
選ばれる観光地！**

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

観光関連事業は、各施設において旅行者と従業員、旅行者同士、従業員同士が接触する機会が多いことを踏まえ、主な感染経路である接触感染と飛沫感染を防止する対策を中心に実施する。

- ・ 接触感染に関する対策…複数の人が触れる箇所のこまめな消毒
- ・ 飛沫感染に関する対策…換気の徹底と、人と人との間隔の確保

## 3. 具体的な対策事例

### (1) 各業種共通の対策事項

#### ①旅行者向け対策

- ・ 施設入場時の列は間隔をできるだけ2m（最低1m）空ける。このための従業員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を防ぐ。
- ・ 施設の規模に応じて入場者数や滞在時間の制限を設ける。3密（密閉、密集、密接）にならないよう入場者数の制限に十分留意する。
- ・ 非接触型機器などを活用し入場者を検温する。発熱者に対しては入場を制限する。
- ・ 旅行者に対し、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底、大声での会話を慎むなどのアナウンスを適宜行う。

#### ②従業員向け対策

##### ■日々の体調管理

- ・ 従業員に対し、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させ、毎日の報告を徹底させる。
- ・ 体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とする。

※感染が疑われる者が発生した場合は、6 ページ⑤感染の疑われる者が発生した場合の対応を参考に対応する。

##### ■手洗い・手指消毒、制服消毒の徹底

- ・ 就労前、就労中、休憩中に関わらず、化粧室の使用、清掃、喫煙、飲食などの行為、他の従業員や旅行者との接触があった場合は、手洗い・手指消毒、うがいを徹底させる。
- ・ 使用したユニフォームや衣服はこまめな洗濯を徹底させる。

##### ■マスクなどの着用

- ・ 就業中はマスク（適宜フェイスシールド）の着用を徹底させる。

#### ■身体的距離の確保

- ・従業員と旅行者、従業員同士の濃厚接触を避けるために人と人との間隔をできるだけ2 m（最低1 m）確保する。

#### ■休憩所での対策

- ・休憩所への入退室時の手洗い・手指消毒を徹底させる。
- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をさせないようにする。
- ・休憩所内の座席間隔を確保する。
- ・休憩所内は常時換気することに努める。
- ・従業員同士が共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒を実施する。

#### ■従業員の勤務状況

- ・施設の管理・運営について最小限の人員とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・従業員やその家族が過度な心配や恐怖心を抱かないよう、また、風評被害や誤解などを受けないよう、現状を的確に従業員に伝える。

### ③施設環境整備

#### ■定期的な施設内の清掃、消毒の実施

（施設全体）

- ・施設全体の清掃を強化し、複数の人が触れる箇所（ドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナーの設備など）をこまめに消毒を実施する。

（トイレ）

- ・便器内は通常の清掃でよいが、複数の人が触れる箇所（ドアノブ、便座、便座のふたや水洗レバーなど）は消毒を実施する。
- ・便座のふたを閉めてから汚物を流すように表示する。
- ・ハンドドライヤーや共通のタオルの使用をやめ、ペーパータオルなどを用意する。

#### ■ごみの廃棄

- ・鼻水・唾液などが付いたごみが入っていることを想定し、ビニール袋に入れ密閉して回収する。
- ・ごみを回収する従業員は、マスクや手袋を着用するとともに、手洗い・手指消毒を徹底させる。

#### ■換気の徹底

- ・ドアや窓などを定期的に開放する、換気扇を回すなど換気を十分に行う。

#### ■接触による感染防止対策

- ・各所にアルコール消毒液を設置する。
- ・複数の人の手が触れる共用物品は、撤去するか、こまめに消毒・洗浄する。
- ・整理券やオンラインチケットの販売、来場時の日時指定予約、時間制来場者システムや完全予約制の導入などによる混雑の緩和を図る。

- ・会計時、電子マネーや自動精算機などのキャッシュレス化の導入を検討する。
- ・現金を利用する場合はコイントレイを介して受け渡すなど、接触の機会を減らす工夫を行う。

■飛沫による感染防止対策

- ・施設内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と人との間隔をできるだけ2 m（最低1 m）確保する。
- ・順番待ちが施設外に及ぶ場合は、整理券の発行などにより混雑時間の平準化のための工夫を行う。
- ・人と人が対面する場所においては、アクリル板・透明ビニールカーテンを設置するなどの対策を実施する。
- ・3密（密閉、密集、密接）にならないよう喫煙室の利用を制限する。

■感染防止対策に必要な物資の準備

- ・消毒剤、マスク、手袋、ペーパータオルなどの物資は、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐに入手できるように予め手配しておく。

④旅行者への協力依頼

下記の内容について、ステッカーの貼付、店内アナウンスなどで旅行者に周知する。

- ・「新しい旅のエチケット」の実施
- ・マスクの着用
- ・手洗い・手指消毒の実施
- ・人と人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m）を確保
- ・施設内の換気へのご理解
- ・接触確認アプリなどの活用

※「新しい旅のエチケット」

（策定：旅行連絡会 協力：国土交通省・観光庁）

<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020072704.html>



※新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」（厚生労働省）

Google Play でダウンロード

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>

App Store でダウンロード

<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>



※三重県-新型コロナ対策パーソナルサポート（三重県）

<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000078.htm>



## ⑤感染の疑われる者が発生した場合の対応

### ■従業員に感染が疑われる者が発生した場合

- ・速やかに保健所に連絡し、対応について指導を受けるとともに、従業員に情報を共有する。
- ・保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受ける。
- ・濃厚接触者と確定された従業員は出勤停止とし、その後の対応は保健所の指示に従う。
- ・保健所の指示に従って、感染者が勤務した区域の消毒を実施する。（消毒は事業者が自己負担にて行う必要があります。）
- ・従業員の出勤停止により通常の業務の継続が困難となる場合は、優先的に継続する業務を選定したうえで、人員体制、必要物資などを把握し、業務の継続に努める。

### ■旅行者に感染の疑われる方が発生した場合

- ・事前に他の旅行者と区分して待機する場所などを決めておく。
- ・発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる旅行者が発生した場合、マスクの着用と、施設内で待機し外に出ないようにお願いします。（同行者も同様）
- ・感染の疑われる旅行者と他の旅行者との接触を避ける。
- ・感染の疑われる旅行者に対応する従業員を限定し、対応時にはマスクを着用する。
- ・保健所に連絡し、感染の疑われる旅行者の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従うとともに、従業員に情報を共有する。
- ・医療機関への輸送の必要があれば、従業員を限定したうえで慎重に行う。
- ・可能であれば当日の受付名簿を確認し、保健所への提出に備える。
- ・施設内の他の旅行者への情報提供、外部への情報公開は、保健所の指示に従う。
- ・保健所の指示に従って、感染者が使用した区域の消毒を実施する。（消毒は事業者が自己負担にて行う必要があります。）

### 感染が疑われる場合の連絡先

#### ■ 9時から21時まで

伊勢保健所（帰国者・接触者相談センター） 0596-27-5140

#### ■ 21時から翌9時まで

三重県救急医療情報センター 059-229-1199

## **(2) 業種・業態別の対策事項**

「(1) 各業種共通の対策事項」とあわせて、以下の「業種・業態別の対策事項」を参考にしてください。

### **①食事提供施設（飲食店・喫茶店・居酒屋など）**

- ・カウンターやテーブルサービスで注文を受けるときは、来店者の正面に立たないよう側面に立つなど、可能な範囲で間隔を保つようにする。
- ・来店者に対して、グラスやお猪口の回し飲みは控えるよう注意喚起を行う。
- ・来店者の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避け、酒類の提供時間についても配慮する。
- ・大皿での提供は避けて、料理は個々に提供する、従業員などが取り分けるなどの工夫を行う。
- ・適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないよう注意喚起する。
- ・ビュッフェスタイルの飲食提供や試食の提供は、蓋でカバーし、スタッフが取り分けて提供するなど、衛生管理を行う。
- ・テイクアウト客は、店内滞留時間及び接客時間の短縮のため、事前予約注文を推奨する。
- ・来店者の動線を区別し、デリバリー担当の従業員（配達員）と来店者が接触しないよう、可能であればデリバリー専用カウンターを設けるなど、両者の動線が重ならないように工夫する。
- ・来店者が入れ替わるタイミングを利用して、座席やテーブルアクリル板など共用物品の消毒を実施する。

### **②博物館・水族館・美術館・図書館など**

- ・展示配置の工夫や一方通行の設定などにより、人と人との間隔をできるだけ2m（最低1m）確保する。
- ・オーディオガイド、ベビーカー、車椅子などの貸出しに当たっては、十分な消毒を実施する。
- ・直接手に触れることができる展示物は展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は、消毒を実施する。
- ・展示物や展示ケースの前に大勢の人が滞留しないように工夫する。
- ・展示ケースのガラス面など来場者が多く接触する場所については定期的に消毒を実施する。



### ③宿泊施設（ホテル・旅館など）

#### ■送迎

- ・送迎バスに宿泊客が密集しないよう人数を制限して運行する。

#### ■チェックイン/チェックアウト

- ・旅行者に検温などの体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指示を仰ぎ、適切な対応をとる。
- ・フロントデスク、筆記具、返却されたルームキーなどの頻繁な消毒を実施する。

#### ■食事提供

- ・鍋料理や刺身盛りなどは一人鍋、一人盛りに極力変更する。
- ・グループ毎に食事後のテーブルなどの消毒を実施する。
- ・部屋食では、できるだけ一度に料理を提供し、従業員の客室への入室回数を少なくする。客室の冷蔵庫内飲料提供を中止、又は消毒を徹底したうえで配置する。
- ・運搬用機器の手に触れる部分の消毒を実施する。
- ・ビュッフェ方式からセットメニューでの提供に代えることを検討する。
- ・ビュッフェ方式の食事を提供する場合は、料理を小皿に盛って提供するかスタッフが料理を取り分ける。または宿泊客ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないようにするなどを行う。
- ・ボタンやピッチャーの持ち手の消毒を行い、スタッフが手袋を着用して注ぐ。

#### ■浴場

- ・浴場での貸しタオルは中止（客室に配置）し、化粧品・ブラシなどの共用する備品は頻繁な消毒などを実施する。

#### ■清掃

- ・清掃時はマスク・使い捨て手袋を着用し、使用後のリネン・タオル類は、回収後に人が触れないように密閉保管する。
- ・感染疑いが発生した場合には、従業員および清掃委託先などの協力事業者も含め情報共有を図る。
- ・浴槽水などの消毒を実施する。

#### ■その他

- ・修学旅行の受入にあたっては、学校担当者や旅行会社などとの連携を徹底し、学校などからの要請に基づいた感染防止対策の実施に努める。
- ・M I C E（※）の開催にあたっては、主催者や開催事業者などとの連携を徹底し、効果的な役割分担のうえで感染防止対策を行う。

※M I C E…企業などの会議（Meeting）、企業などの行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会などが行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

#### ④商業施設（お土産店など）

- ・混雑時の入店の制限のほか、店舗・施設などで混雑や待ち列が生じる可能性がある場合は利用者の分散化が図られる方法などを検討する。
- ・混雑につながるような販売促進策を自粛する。
- ・買物カゴ、買物カートのハンドル部分、扉の取っ手など、利用者や従業員が手を触れることが多い箇所・機材などは定期的に消毒を実施する。
- ・食料品の試食販売を中止する。

#### ⑤遊覧船・釣り船など

- ・密集空間にならないように、一便あたりの乗船人員を制限する。
- ・釣り船は、原則一隻につきグループとし、複数グループでの利用の場合は密集しないようにする。
- ・利用者の入れ替えなどのタイミングを利用し、定期的な消毒を実施する。
- ・屋内スペースがある場合、定期的な換気を行う。

#### ⑥海水浴場・サーフィンなどのマリンスポーツ会場

- ・屋外の環境であっても、人と人との間隔の確保について、看板、ポスター、場内放送などによる周知・啓発に努める。
- ・気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、必要に応じてマスクを外すことや、水分補給を促すなど、熱中症予防について周知・啓発に努める。
- ・海の家などでは、座席などの間隔を確保するとともに、利用時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避けるよう配慮する。
- ・シャワールーム、更衣室などについては、必要に応じて利用人数を制限するなど、密集を避けるよう配慮する。
- ・うきわ、パラソルなどの貸出しにあたっては、十分な消毒を実施する。

#### ⑦イベント

- ・来場者が多数となり、場内での対人距離の確保が困難な場合は、入場制限などの対応を行う。
- ・試食・試飲を行う場合は、衛生対策を講じるとともに密集を避けるよう配慮する。
- ・来場者に対して大声での発声や歌唱、声援を行わないよう要請する。
- ・来場者が順守すべき事項は、イベント受付など会場の至る場所に掲示などを行うとともに、イベントの合間などを活用し定期的なアナウンスを行うなどの取組を講じる。
- ・気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、必要に応じてマスクを外すことや、水分補給を促すなど、熱中症予防について周知・啓発に努める。

### ⑧スナックなど接待行為を伴う飲食店

- ・来店者同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう注意喚起する。
- ・フルーツや菓子などは、大皿は避けて料理は個々に提供する。また、フォークや爪楊枝などを提供する場合は人数分用意するなど工夫する。
- ・BGMを抑えるなどの工夫をするとともに、過度な声出しや接触を避けるよう注意喚起する。
- ・カラオケのある店舗では、来店者に対してマスクなどを着用したうえでカラオケを行うよう要請し、マイクの消毒を定期的（できる限り客ごと）に実施する。
- ・来店者の目の前や横についてのカラオケやダンスを行うなどの接客は、当面の間自粛する。
- ・来店者と近距離で行うショーやシャンパンコールなどの演出は、当面の間自粛する。実施せざるを得ない場合でも、人数制限や人と人との距離を確保し密にならないように工夫する。
- ・適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないよう注意喚起する。
- ・来店者が入れ替わるタイミングを利用して、座席やテーブルアクリル板など共用物品の消毒を実施する。

### ⑨交通事業者（鉄道・バス・タクシーなど）

- ・感染防止対策を示したチラシの車内掲示などにより、啓発に努める。
- ・混雑の緩和を目的として、利用者に対する混雑状況の情報提供に努める。
- ・車両などについては、窓を開けるか、空調装置などの機能を用いて適切に換気を行う。
- ・修学旅行の受入にあたっては、学校担当者や旅行会社などとの連携を徹底し、学校などからの要請に基づいた感染防止対策の実施に努める。

### ⑩体験・アクティビティ事業

- ・参加者との連絡方法は対面方式を避け、電話やメール、ホームページを活用する。
- ・事前の連絡で参加者との意思疎通を図り、下見はできる限り実施しないようにする。
- ・事前に具体的な健康状態の把握の方法を提示し、実施日までに感染者との接触の疑いが確認された場合には、主催者側が参加の取消が可能であることの下承を得る。
- ・体験の内容や規模による具体的な定員などを定め、幼児、小学生対象である場合は小グループに分ける。
- ・原則一グループでの体験とし、複数グループでの利用の場合は他グループと密集を避ける。
- ・製作物（ジェルキャンドル・キーホルダー・干物など）は、原則本人が作成した物のみを持ち帰り又は送付する。
- ・使用する道具類は、利用者の入れ替えなどのタイミングを利用し、定期的な消毒を実施する。（可能であれば使い捨てのものに変更する）

- ・ 修学旅行の受入にあたっては、学校担当者や旅行会社などとの連携を徹底し、学校などからの要請に基づいた感染防止対策の実施に努める。

#### ⑪神社・仏閣

- ・ 手水は、柄杓を撤去し流水式とするなどの対応を行う。
- ・ 御朱印は、御朱印帳への記帳を休止し、御朱印紙（書き置き）のお渡しのみとするなどの対応を行う。
- ・ 複数の人の触れる鈴緒などは取り外す。

## 参照する業種別ガイドラインなど

- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>
- ・厚生労働省「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000630736.pdf>
- ・農林水産省「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」  
[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_syo.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_syo.pdf)
- ・三重県「県内観光事業者向けガイドライン作成の手引き」  
<http://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>
- ・三重県「業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例」  
[http://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066\\_00007.htm](http://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066_00007.htm)
- ・鳥羽市「新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」  
<http://www.city.toba.mie.jp/kenkou/jigyousyooennkin.html>
- ・一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会  
<http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>
- ・伊勢商工会議所  
<https://www.ise-cci.or.jp/upload/20200720-164715.pdf>
- ・公益財団法人日本博物館協会  
[https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/jam\\_covid\\_guideline\\_20200525.pdf](https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/jam_covid_guideline_20200525.pdf)
- ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟  
<http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298>
- ・鳥羽商工会議所  
<http://toba.or.jp/wp-content/uploads/2020/09/hotel-guideline.pdf>
- ・一般社団法人日本旅行業協会  
[http://shugakuryoko.com/shinchaku/2020/2020\\_0624-1.pdf](http://shugakuryoko.com/shinchaku/2020/2020_0624-1.pdf)
- ・一般社団法人日本コンベンション協会  
<https://jp-cma.org/manager/wp-content/uploads/2020/07/2cc64c64bcaeb46534f76ffffdfb8614.pdf>
- ・オール日本スーパーマーケット協会、一般社団法人全国スーパーマーケット協会、日本小売業協会、一般社団法人日本ショッピングセンター協会、一般社団法人日本スーパーマーケット協会、一般社団法人日本専門店協会、日本チェーンストア協会、日本チェーンドラッグストア協会、一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会、一般社団法人日本百貨店協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本ポータルチェーン協会

<http://www.super.or.jp/wp-content/uploads/2020/07/covid19-retail-guideline20200731.pdf>

- ・ 一般社団法人日本旅客船協会  
[https://www.jships.or.jp/news\\_detail.php?id=7554](https://www.jships.or.jp/news_detail.php?id=7554)
- ・ 公共財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会  
<http://www.japan-suports.or.jp/>
- ・ 全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会  
<https://zensyaren.net/>
- ・ 一般財団法人カクテル文化振興会、一般社団法人日本バーテンダー協会、一般社団法人日本ホテルパーメンズ協会  
[http://cocktail.or.jp/pdf/covid19\\_guideline.pdf](http://cocktail.or.jp/pdf/covid19_guideline.pdf)
- ・ 鉄道連絡会  
<https://www.mintetsu.or.jp/association/news/2020/15261.html>
- ・ 日本バス協会  
[http://www.bus.or.jp/news/covid-19guideline\\_v3.pdf](http://www.bus.or.jp/news/covid-19guideline_v3.pdf)
- ・ 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会  
<http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&c=3111&a=13>
- ・ 公益社団法人日本環境教育フォーラム、NPO 法人自然体験活動推進協議会、一般社団法人日本アウトドアネットワーク  
<https://jeef.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/1bfefc6b2f70dcf7d54d4d0b3667e7f1.pdf>

※内閣官房「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン一覧」（令和2年8月6日）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200806>

#### **伊勢志摩スタンダード検討会議メンバー**

伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、鳥羽商工会議所、  
公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構